



司法改革推進センター改組

「司法改革総合センター」に名称変更
「裁判員制度センター」は独立して活動
「法教育センター」も始動

司法改革総合センター …総合的調和のとれた諸制度の確実な実現へ…

当会の司法改革推進センターは、1998年の設置以来、司法改革に関する調査、研究、対策等に取り組み、司法改革の大きな推進力になってきた。そして、司法改革関連法案がほぼ成立し終わったことで、司法改革はいよいよ「実践」段階という新たな局面を迎えるに至った。そこで、司法改革推進センターは、4月から、名称も新たに「司法改革総合センター」として生まれ

かわり、総合的調和のとれた司法改革諸制度の確実な実現に取り組むこととなった。

これまで当センター内にあった裁判員制度・刑事手続ワーキンググループは、「裁判員制度センター」として独立の活動を始める。

(司法改革推進センター副委員長 石黒 清子)

裁判員制度センター …裁判員制度のケース研究とシミュレーション…

■活動方針

早急に取り組む必要のある裁判員裁判における公判前整理手続、公判での諸課題、弁護人の対応等の研究・研修の他、市民が安心して裁判員裁判に参加できるようにするための市民講座や広報への取り組みなどが検討課題として取り上げられる予定。

■組織体制

前記諸課題との関係で、センターの組織は、概ね次の3部制となる予定。

- ①改正刑訴法下における裁判員制度の具体化とその対策等について取り組みをする制度検討部会
例) 法廷の構造、裁判員選定手続のあり方、質問票の内容、裁判員への説明内容、評議のルール等、裁判員法を運用していくうえでの諸課題の検討。改正刑訴法や改正される刑訴規則についての検討、さらには捜査の可視化、保釈・接見制度の改善など、刑事手続改革課題への取り組みとその検討等。
- ②会内において、裁判員制度下での公判前整理手続や公判における弁護技術等の研修を担当する部会
- ③現在国民の半数近くが参加に消極的であるといった状況を大きく変えなければならず、制度そのものを定

着させることが必要であることから、市民講座の開設や自治体などで開催される裁判員関連講座のサポート、さらには、裁判員関連行事の企画・開催、講師の派遣等を担当する広報・行事部会

■事例研究の実施

司法改革推進センターの裁判員制度・刑事手続ワーキンググループがこれまで取り組んできた裁判員裁判のもとでの具体的な課題、例えば、公判前整理手続の諸問題、弁護人の対応の仕方、公判での冒頭陳述等のあり方等について、モデルケースを通して今後も検討・研究を続けていく予定である。具体的事例を取り上げることによって、裁判員裁判での問題、課題がより鮮明になることを期待しているものであり、この成果は、将来的には会内での会員への研修等に使用することを視野に入れている。

このほか、改正刑訴法下での公判前整理手続、公判での各問題の議論状況について、委員全員が共通認識をもつことの必要性から、講師を招いての勉強会、あるいは市民に裁判員制度を解説する講師育成のための講習会開設も企画している。

現在、東京地裁、地検、そして東京三会が合同で模

擬裁判をすることになっているが、これについても、当センターがバックアップする。

4月にスタートする当センターのより一層の充実を図

るため多くの会員の方々の参加を期待している。

(裁判員制度センター準備会委員 西尾 則雄)

法教育センター …実践的活動を中心に…

さる3月7日の常議員会において、法教育センター(以下「センター」)の設置が決定し、4月1日から活動を開始する。新設される法教育センター運営委員会(以下「センター運営委員会」)が、同センターの運営に携わる。

これまで東弁においては、広報活動の一環として、広報委員会内の法教育部会が、中高生を対象とした刑事模擬裁判(「学校へ行こう」)、サマースクール、裁判傍聴会等の企画を行っており、大変好評であった。とりわけ刑事模擬裁判においては、複数の担当委員が(場合によっては委員会外の会員の協力を得て)チームを組み、事前指導と模擬裁判本番の計2回学校へ赴き中高生に直接指導を行なっている。法教育部会は、4本のオリジナルシナリオを有し、判決結果に偏りがないよう配慮し、随時修正を加えている。2004年度は、6月実施の跡見学園高校をはじめとし合計12校の中学、高校において、担当委員が熱心な指導を行なった。

センター運営委員会では、活動実績のある法教育部

会委員が中心となり当面従前の活動を引き継ぎつつ、さらに、弁護士と学生・生徒を含む市民との直接の交流を通して、法、司法手続き及び司法制度などに関する知識や考え方の習得のための新しい企画も取り入れていくことになろう。

センター運営委員会への参加希望者の7割が50期代という若手会員中心の委員会である。ともすれば理念が先行しがちな「法教育」というテーマであるが、センターでは、これまで広報委員会で培ってきた弁護士による実践活動を中心においた法教育を目指しており、他の諸団体の取り組みとは一味も二味も違う、東弁らしい特色ある活動が期待される。

出身母体である広報委員会も、今後ともセンターの運営には全面的に協力し、広く市民にセンターの活動を紹介するとともに、LIBRA、ホームページ等でセンターの活動状況を適宜会員にお伝えしていきたいと考えている。

(広報委員会委員長 船木 秀信)

動き

社会保険労務士法の改正

**民間ADRにおける60万円以下の少額事件は
社会保険労務士に単独代理権を容認!!**

現在、厚生労働省で立案中の社会保険労務士法の改正案では、一定の能力担保研修を修了して所定の試験に合格し、登録にその旨の付記を受けた社会保険労務士には、個別労働関係紛争事件に関し、従来(2003年4月以降)認められていた都道府県労働局が行なうあっせん手続に加え、

- ①個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行なうあっせん手続
- ②男女雇用機会均等法に基づき都道府県労働局が行なう調停手続
- ③厚生労働大臣が指定する民間ADR機関が行なう個別

労働関係紛争に関する紛争解決手続(訴額が少額訴訟の上限=60万円を超える場合は、弁護士が同一の依頼者から受任している場合に限り)

において、単独代理権及びそれに伴う和解締結代理権を認めようとしている。

しかしながら、社会保険労務士の試験には民法、民事訴訟法といった科目がなく、紛争解決業務に関する専門能力について疑問を禁じ得ないばかりか、社会保険労務士がもっぱら使用者側を依頼者としていることから、職務の中立性、公正性にも問題があるといわざるをえない。民間ADRにおいては、額の多少にかかわらず、弁護士との共同受任を条件とすべきであり、この改正については、なお慎重に見守っていく必要があろう。

(司法改革推進センター副委員長 石黒 清子)